

第 4 会 計 年 度 任 用 職 員 関 係

1 会計年度任用職員と会計年度任用職員給与条例

地方公務員法第22条の2第1項に規定する「会計年度任用職員」については、パートタイムの会計年度任用職員には報酬、費用弁償及び期末手当、フルタイムの会計年度任用職員には給料及び各種手当がそれぞれ支給されることとされ、その報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法、給料及び手当の額並びにその支給方法は、条例で定めることとされている。

このことから、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（会計年度任用職員給与条例）においては、パートタイムの会計年度任用職員を「第1号会計年度任用職員」、フルタイムの会計年度任用職員を「第2号会計年度任用職員」とし、それぞれに支給する給与及び費用弁償の種類を次に掲げるものとし、その額及び支給方法について定めている。

なお、その職務の特殊性等を考慮し、第1号会計年度任用職員の報酬及び期末手当の取り扱いが会計年度任用職員給与条例第4条各項の規定により難しいとき又は第2号会計年度任用職員の給料及び各種手当の取扱いが同条例第7条各項の規定により難しいときは、その取扱いについては、任命権者が人事委員会と協議して定めることとされている。

（給与条例適用職員、会計年度任用職員に支給される給料等の比較）

給与条例適用職員	第一号会計年度任用職員 (パートタイム)	第二号会計年度任用職員 (フルタイム)
(1) 給料月額	基礎報酬 (月額、日額又は勤務1時間 当たりの額で定める額)	給料月額
(2) 給料の調整額	○ (報 酬)	○ (給 料)
(3) 教職調整額	×	×
(4) 管理職手当	×	×
(5) 初任給調整手当	○ (報 酬)	○
(6) 扶養手当	×	×
(7) 地域手当	○ (報 酬)	○
(8) 住居手当	×	×
(9) 通勤手当	○ (費用弁償)	○
(10) 単身赴任手当	×	×
(11) 特殊勤務手当	○ (報 酬)	○
(12) 特地勤務手当等	×	○
(13) 時間外勤務手当	○ (報 酬)	○
(14) 休日勤務手当	○ (報 酬)	○
(15) 夜間勤務手当	○ (報 酬)	○
(16) 宿日直手当	○ (報 酬)	○
(17) 管理職員特別勤務手当	×	×
(18) 期末手当	○	○
(19) 勤勉手当	○	○
(20) 寒冷地手当	×	×
(21) 義務教育等教員特別手当	×	×
(22) 産業教育手当	×	×
(23) へき地手当等	×	○
(24) 定時制通信教育手当	×	×
(25) 農林漁業普及指導手当	×	×
(26) 災害派遣手当	×	×
(27) 旅費	出張旅費のみ (費用弁償)	○

地方公務員法

第22条の2

地方自治法

第203条の2

地方自治法

第204条

会計年度任用職員給与条例

第3条、第4条、第5

条、第6条、第7条

2 給料関係

(1) 給料表

給料表は、給与条例第4条第1項の給料表を準用することとなっている（給料表が改定されたときの取扱いについては、給与条例適用職員の例による）。

会計年度任用職員給与条例
第4条第2項、第7
条第2項

(2) 職務の級の決定基準

準用する給料表に定める職務の級に分類する基準となるべき標準的な職務の内容は、次のとおりとなっている。

会計年度任用職員給与条例
別表

会計年度任用職員級別標準職務表

給料表の種類	職務の級	標準的な職務
行政職給料表	1級	定型的な事務又は技術の職務
	2級	知識経験を必要とする事務又は技術の職務
	3級	高度の知識経験を必要とする事務又は技術の職務
	4級	特に高度の知識経験に基づき困難な業務を行う事務又は技術の職務
	5級	極めて高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う事務又は技術の職務
備考 行政職給料表の適用を受ける者以外の者の職務の級の分類は、旅費条例第2条第2項の行政職給料表の適用を受けない者について任命権者が知事に協議して定めるこれに相当する職務の級とこの表に定める職務の級との権衡を考慮し、任命権者が知事に協議して定める。		

(3) 初任給決定の基準

新たに会計年度任用職員となった者の初任給は、まずその者に適用される給料表における職務の級を決定し、さらにその職務の級の号俸を定めることによって決定される。

(ア) 職務の級の決定

職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表（規則7—140別表第1）に定める基準に従い決定される。

級別資格基準表の適用方法等については、規則7—140第4条に具体的に定められているが、その概要は、次のとおりである。

規則7—140
第3条、第8条
規則7—140
第4条

- (i) 職種欄及び学歴免許等欄の区分は、それぞれの種類の区分に応じて適用する。
- (ii) 職務の級欄に定める数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数（注）を示す。
- (iii) 学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用する。

〔 令和元年通知
第222号
規則第4条関係 〕

ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合は、その区分によることができる。

（注）経験年数とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数（換算された年数を含む。）をいい、必要経験年数とは、職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。

規則7—140
第2条

職員の経験年数は、級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用によることとされており、同表の適用に当たって用いた学歴免許等の資格を取得した時以後の経歴のうち職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、経験年数換算表（規則7—140別表第3）に定めるところにより、職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

規則7—140
第5条
〔 令和元年通知
第222号
規則第5条関係 〕

また、職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して、修学年数調整表（規則 7—1 4 0 別表第 4）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者の経験年数は、その年数を加減した年数とする。	規則 7—1 4 0 第 6 条
なお、級別資格基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、これらの規定にかかわらず、その定めるところによる。 〔免許所有職員等の免許取得前の経歴の取扱いについては、参考資料（会計年度任用職員関係） 5 参照のこと。〕	〔 令和元年通知 第 2 2 2 号 規則第 6 条関係 〕 規則 7—1 4 0 第 7 条
（イ）号俸の決定	第 7 条
（ i ）号俸決定の原則	〔 令和元年通知 第 2 2 2 号 規則第 7 条関係、 級別資格基準表関係 〕
a 決定された職務の級の号俸が初任給基準表（規則 7—1 4 0 別表第 5）に定められているときは当該号俸とする。	規則 7—1 4 0 第 9 条
b 職員の職務の級を初任給基準表に定める職務の級よりも上位の級に決定する場合の号俸は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、採用の日の前日から、級別資格基準表を適用する場合における当該職員の経験年数に相当する期間をさかのぼった日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該さかのぼった日において、初任給基準表を適用して得られる初任給を基礎とし、採用の日の前日に受けていた号俸に対応する上位級決定時号俸対応表（規則 7—1 4 0 別表第 6）の上位級の号俸欄に定める号俸とする。	〔 令和元年通知 第 2 2 2 号 規則第 9 条関係 〕 規則 7—1 4 0 第 1 4 条 〔 令和元年通知 第 2 2 2 号 規則第 1 4 条関係 〕
（例）大学卒以降 5 年の経験年数（1 0 割換算）を有する者を行政職 2 級に決定する場合 ・初任給基準表の初任給：1 級 1 号俸 ・上位級決定時号俸対応表による号俸：1 級 1 号俸→（1 級 2 1 号俸（注）） → 2 級 1 号俸 （注）1 年につき 4 号俸加算とした場合	
c 初任給基準表に適用すべき職種欄のない場合又はその者の学歴免許等の資格が初任給基準表の最低の学歴免許等の区分に達しない場合の号俸は、職務の級の最低の号俸とする。	規則 7—1 4 0 第 9 条
d 号俸決定に当たっては、号俸決定上限表（規則 7—1 4 0 別表第 7）の上限欄に定める号俸を超えることはできない。	〔 令和元年通知 第 2 2 2 号 規則第 9 条関係 〕 規則 7—1 4 0 第 1 6 条
（ ii ）初任給の調整	第 1 6 条
職務の内容や責任の程度等を考慮して、職員がその職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格や、経験年数を有する場合に上位の号俸に調整することができる。	
a 学歴免許等の資格による初任給の調整 その者に適用される初任給基準表に掲げる号俸の号数に、修学年数調整表（規則 7—1 4 0 別表第 4）に加える年数（+の年数）（1 年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に 4 を乗じて得た数を加えた号数の号俸に調整する。ただし、職務の内容や責任の程度等を考慮し、これにより難しい場合として任命権者が認めるときは、この限りではない。	規則 7—1 4 0 第 1 1 条 〔 令和元年通知 第 2 2 2 号 規則第 1 1 条関係 〕

b 経験年数による初任給の調整

経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であって人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては18月）で除した数（1に満たない端数は切り捨てる。）に4を乗じて得た数を加えて得た数の号俸の範囲内で調整することができる。

規則7—140

第12条

令和元年通知

第222号

規則第12条関係

(ウ) 下位の区分を適用するほうが有利な場合の号俸

その者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有する者として初任給の号俸を決定したほうが有利な場合は、それによることができる。

規則7—140

第13条

(エ) 再度職員として任用する者の職務の級を初任給基準表よりも上位の級に決定する場合の号俸

職員の職務の級を初任給基準表に定める職務の級よりも上位の級に決定する場合で、採用の日における職務の級と同一又は上位の職務の級（以下「同一又は上位の級」という。）に決定された職員として在職した期間がある場合の号俸は、（i）bの号俸の号数に、採用の日から3年前の日の属する会計年度の初日から採用の日の前日までの期間における同一又は上位の級に在職した期間の月数を合算のうえ12月で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4号俸を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸の範囲内とすることができる。

規則7—140

第15条

令和元年通知

第222号

規則第15条関係

（例）大学卒以降5年の経験年数（10割換算）を有する者を行政職2級の会計年度任用職員として1年間任用し、再度行政職2級の会計年度任用職員として任用する場合

1年目（1年間任用）

- ・初任給基準表：1級1号俸
- ・上位級決定時号俸対応表による号俸：1級1号俸→（1級21号俸（注））
→2級1号俸

2年目（1年間任用）

- ・初任給基準表：1級1号俸
- ・上位級決定時号俸対応表による号俸：1級1号俸→（1級25号俸（注））
→2級1号俸

・再度任用に伴う号俸加算

$$2級1号俸 + 12月 \div 12月 \times 4号俸（注） = 2級5号俸$$

3年目（1年間任用）

- ・初任給基準表：1級1号俸
- ・上位級決定時号俸対応表による号俸：1級1号俸→（1級29号俸（注））
→2級1号俸

・再度任用に伴う号俸加算

$$2級1号俸 + 24月 \div 12月 \times 4号俸（注） = 2級9号俸$$

（注）1年につき4号俸加算するとした場合

（4）第1号会計年度任用職員の基礎報酬の額

（ア）月額で定める基礎報酬の額

その者の受ける号俸に応じた額×（その者について定められた1週間当たりの勤務時間÷38時間45分）

会計年度任用職員給与条例

第4条第7項

(イ) 日額で定める基礎報酬の額
(その者の受ける号俸に応じた額 ÷ 21) × (その者について定められた 1 日当りの勤務時間 ÷ 7 時間 45 分)

会計年度任用職員給与条例
第 4 条第 8 項

(ウ) 勤務 1 時間当たりの額で定める基礎報酬の額
(その者の受ける号俸に応じた額 ÷ 21) ÷ 7 時間 45 分

第 4 条第 9 項

3 手 当 関 係

(1) 給料の調整額 (給料の調整額に相当する報酬を含む。)

給与条例に規定する給料の調整額の例により支給する。

ただし、第 1 号会計年度任用職員については、2 (4) の例により計算した額とする。

第 4 条第 10 項、
第 7 条第 7 項

(2) 初任給調整手当 (初任給調整手当に相当する報酬を含む。)

給与条例に規定する初任給調整手当の例により支給する。

ただし、第 1 号会計年度任用職員については、2 (4) の例により計算した額とする。

(3) 地域手当 (地域手当に相当する報酬を含む。)

給与条例に規定する地域手当の例により支給する。

ただし、第 1 号会計年度任用職員については、2 (4) の例により計算した額とする。

(例) 地域手当に相当する報酬の計算

- ・ 行政職給料表 1 級 1 号俸 : 146,900 円
- ・ 給料の調整額に相当する報酬 : 6,610 円 (調整数 1)
- ・ 地域手当支給割合 : 4.5% の場合

1 月額で定める基礎報酬を支給されるもの (例 : 週 29 時間勤務の場合)

① 基礎報酬

$146,900 \text{ 円} \times (29 \text{ 時間} \div 38 \text{ 時間 } 45 \text{ 分}) \approx 109,938 \text{ 円}$ (端数切捨て)

② 給料の調整額に相当する報酬

$6,610 \text{ 円} \times (29 \text{ 時間} \div 38 \text{ 時間 } 45 \text{ 分}) \approx 4,946 \text{ 円}$ (端数切捨て)

③ 地域手当に相当する報酬

(① + ②) × 地域手当支給割合

$= (109,938 \text{ 円} + 4,946 \text{ 円}) \times 4.5\% \approx 5,169 \text{ 円}$ (端数切捨て)

2 日額で定める基礎報酬を支給されるもの (例 : 1 日 7 時間 15 分勤務の場合)

① 基礎報酬

$(146,900 \text{ 円} \div 21) \times (7 \text{ 時間 } 15 \text{ 分} \div 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分}) \approx 6,543 \text{ 円}$ (端数切捨て)

② 給料の調整額に相当する報酬

$(6,610 \text{ 円} \div 21) \times (7 \text{ 時間 } 15 \text{ 分} \div 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分}) \approx 294 \text{ 円}$ (端数切捨て)

③ 地域手当に相当する報酬

(① + ②) × 地域手当

$= (6,543 \text{ 円} + 294 \text{ 円}) \times 4.5\% \approx 307 \text{ 円}$ (端数切捨て)

(次頁へ続く)

3 勤務1時間当たりの額で定める基礎報酬を支給されるもの

①基礎報酬

$(146,900 \text{ 円} \div 21) \div 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} \div 902 \text{ 円}$ （端数切捨て）

②給料の調整額に相当する報酬

$(6,610 \text{ 円} \div 21) \div 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} \div 40 \text{ 円}$ （端数切捨て）

③地域手当に相当する報酬

$(\text{①} + \text{②}) \times \text{地域手当支給割合}$

$= (902 \text{ 円} + 40 \text{ 円}) \times 4.5\% \div 42 \text{ 円}$ （端数切捨て）

(4) 通勤手当

第2号会計年度任用職員に支給することとされており、給与条例に規定する通勤手当の例により支給する（第1号会計年度任用職員には、通勤に係る費用弁償が支給される（4 費用弁償を参照））。

会計年度任用職員給与条例
第7条第7項

(5) 特殊勤務手当（特殊勤務手当に相当する報酬を含む。）

給与条例に規定する特殊勤務手当の例により支給する。

会計年度任用職員給与条例
第4条第10項、第7条第7項

(6) 特勤勤務手当（特勤勤務手当に準ずる手当を含む。）

第2号会計年度任用職員に支給することとされており、給与条例に規定する特勤勤務手当等の例により支給する。

会計年度任用職員給与条例
第7条第7項

(7) 時間外勤務手当（時間外勤務手当に相当する報酬を含む。）

給与条例に規定する時間外勤務手当の例により支給する。

ただし、第1号会計年度任用職員については、給与条例に規定する育児短時間勤務職員等に支給する時間外勤務手当の例により計算した額（「第3 給与条例適用職員関係（手当）」の「12 時間外勤務手当」（2）（イ）を参照）とする。

なお、勤務1時間当たりの給与額の計算方法については後述する（「5 その他」（2））。

会計年度任用職員給与条例
第4条第10項、第7条第7項

(8) 休日勤務手当（休日勤務手当に相当する報酬を含む。）

給与条例に規定する休日勤務手当の例により支給する。

なお、勤務1時間当たりの給与額の計算方法については後述する（「5 その他」（2））。

(9) 夜間勤務手当（夜間勤務手当に相当する報酬を含む。）

給与条例に規定する夜間勤務手当の例により支給する。

なお、勤務1時間当たりの給与額の計算方法については後述する（「5 その他」（2））。

(10) 宿直手当（宿直手当に相当する報酬を含む。）

給与条例に規定する宿直手当の例により支給する。

(11) 期末手当

給与条例に規定する期末手当の例により支給する。ただし、第1号会計年度任用職員については任期が6月未満の者又は1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者、第2号会計年度任用職員については任期が6月未満の者にあつては支給しない。

会計年度任用職員給与条例
第4条第11項、第7条第7項

(ア) 任期

- (i) 基準日（6月1日、12月1日）時点で発令されている任期が6月以上あること（同一会計年度内で通算した場合を含む。）が条件となる。
- (ii) 基準日6月1日においては、同日以前6箇月以内の期間における任期を含む。
- (iii) 給与条例の適用を受ける職員が会計年度任用職員給与条例の適用を受ける職員となった場合は、次の期間を任期とみなして通算する。
- a 基準日6月1日
同日以前6箇月以内の期間において給与条例の適用を受ける職員として在職した期間
- b 基準日12月1日
同日の属する会計年度内において給与条例の適用を受ける職員として在職した期間

(例1) 基準日6月1日における任期の考え方

- ・1月1日～3月31日（3箇月）：給与条例適用職員
- ・5月1日～9月30日（5箇月）：会計年度任用職員 の場合
→基準日時点の任期は5箇月だが、同日以前6箇月以内における給与条例適用職員としての在職期間を通算すると6箇月以上となるため支給可能。

(例2) 基準日12月1日における任期の考え方

- ・4月1日～8月31日（5箇月）：給与条例適用職員
- ・10月1日～12月31日（3箇月）：会計年度任用職員 の場合
→基準日時点の任期は3箇月だが、同一会計年度内における給与条例適用職員としての在職期間を通算すると6箇月以上となるため支給可能。

令和元年通知

第222号

会計年度任用職員給与条例第4条第1項及び第7条第1項関係

(イ) 第1号会計年度任用職員の期末手当基礎額

- (i) 月額で定める基礎報酬を支給されるもの
基準日現在において職員が受けるべき報酬の額（基本報酬のうち月額で定めるものの額及び地域手当に相当する報酬の額の合計額）
- (ii) 日額で定める基礎報酬を支給されるもの
基準日現在において職員が受けるべき報酬の額（基本報酬のうち日額で定めるものの額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額の合計額）に平均一箇月当たりの勤務日数を乗じて得た額。

平均一箇月当たりの勤務日数は以下のとおり算定する。

$$\frac{\text{算定期間（基準日以前6箇月以内の期間）内の勤務割振日数（注1）}}{\text{算定期間（基準日以前6箇月以内の期間）内の任用期間（注2）の月数}}$$

(iii) 勤務一時間当たりの額で定める基礎報酬を支給されるもの

基準日現在において職員が受けるべき報酬の額（基本報酬のうち勤務一時間当たりの額で定めるものの額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額の合計額）に平均一箇月当たりの勤務時間数を乗じて得た額。

平均一箇月当たりの勤務時間数は以下のとおり算定する。

$$\frac{\text{算定期間（基準日以前6箇月以内の期間）内の勤務割振時間数（注1）}}{\text{算定期間（基準日以前6箇月以内の期間）内の任用期間（注2）の月数}}$$

(注1) 「勤務割振日数」「勤務割振時間数」「任用期間」は、基準日における職と同一の職に限る。

(注2) 任用期間の月数は、民法第143条の規定の例により計算する。ただし、任用期間のうち1月に満たない期間は、任用期間が1月を超える場合にあっては切り捨て

規則7—140

第17条

令和元年通知

第222号

規則第17条関係

、1月に満たない場合にあつては、当該任用期間において割り振られた勤務日数または勤務時間数を割り振られた日数の合計を21で除した数とする。

(ウ) 期別支給割合（給与条例適用職員と同じ）

基準日	6月1日	12月1日
割合	$\frac{122.5}{100}$	$\frac{122.5}{100}$

会計年度任用職員給与条例
第4条第11項、第
7条第7項

(エ) 在職期間

(i) 在職期間の通算

在職期間は、会計年度任用職員として在職した期間とし、基準日以前6箇月以内の期間において給与条例適用職員が会計年度任用職員となった場合は、その期間内において給与条例適用職員として在職した期間を在職期間に算入する。

会計年度任用職員給与条例
第4条第11項、第
7条第7項

(ii) 在職期間からの除算

a 会計年度任用職員として在職した期間については、給与条例適用職員に準じ、規則7—14第5条第2項各号に掲げる期間（「第3 給与条例適用職員関係（手当）」の「9 期末手当」（2）（ウ）（ii）を参照）を除算する。

規則7—14第5条
規則7—140

B 基準日以前6箇月以内の期間において給与条例適用職員が会計年度任用職員となった場合における、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間から除算する期間は、前記aと同じ。

第19条

会計年度任用職員給与条例
第4条第11項、第
7条第7項
規則7—14第5条

第1号会計年度任用職員の期末手当の計算例

(例1) 基準日時点における職が単独の場合

- ・令和6年6月期（算定期間：R5.12.2～R6.6.1）の期末手当を算定
- ・基準日（R6.6.1）時点における職
行政職給料表1級1号俸：163,200円、
給料の調整額に相当する報酬：6,700円（調整数1）
地域手当支給割合：4.5% の場合

1 月額で定める基礎報酬を支給されるもの

（例）週29時間勤務、令和5年度から継続して任用

①基礎報酬

$163,200 \text{ 円} \times (29 \text{ 時間} \div 38 \text{ 時間} 45 \text{ 分}) \div 12 \div 10 \div 100 = 122,136 \text{ 円}$ （端数切捨て）

②給料の調整額に相当する報酬

$6,700 \text{ 円} \times (29 \text{ 時間} \div 38 \text{ 時間} 45 \text{ 分}) \div 12 \div 10 \div 100 = 5,014 \text{ 円}$ （端数切捨て）

③基本報酬のうち月額で定めるもの

$(① + ②) = 127,150 \text{ 円}$

④期末手当基礎額の算定に係る地域手当

$127,150 \text{ 円} \times 4.5\% = 5,721 \text{ 円}$ （端数切捨て）

⑤期末手当基礎額

$③ + ④ = 132,871 \text{ 円}$

※給与改定等により算定期間中に基礎報酬等が変動した場合でも、基準日時点における基礎報酬等により算定する。

（次頁へ続く）

⑥期別支給割合

1.225

⑦在職期間別割合

100/100 (算定期間中継続して会計年度任用職員として在職)

⑧期末手当支給額

⑤×⑥×⑦=162,766 円 (端数切捨て)

2 日額で定める基礎報酬を支給されるもの

(1) 算定期間内の任期が単一の場合

(例) 任用期間：R6.4.1～R7.3.31 (算定期間内の任用期間の月数：2月)

1日当たりの勤務時間：7時間15分

算定期間内の勤務割振日数：21日

①基礎報酬

$(163,200 \text{ 円} \div 21) \times (7 \text{ 時間 } 15 \text{ 分} \div 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分}) \div 7,270 \text{ 円 (端数切捨て)}$

②給料の調整額に相当する報酬

$(6,700 \text{ 円} \div 21) \times (7 \text{ 時間 } 15 \text{ 分} \div 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分}) \div 298 \text{ 円 (端数切捨て)}$

③基本報酬のうち日額で定めるもの

$(①+②) = 7,568 \text{ 円}$

④期末手当基礎額の算定に係る地域手当

$7,568 \text{ 円} \times 4.5\% \div 340 \text{ 円 (端数切捨て)}$

⑤平均一箇月当たりの勤務日数

算定期間内の勤務割振日数÷算定期間内の任用月数

$= 21 \div 2 = 10.5 \text{ 日 (端数処理不要)}$

⑥期末手当基礎額

$(③+④) \times ⑤ = 83,034 \text{ 円 (端数が生じる場合は切捨て)}$

⑦期別支給割合

1.225

⑧在職期間別割合

30/100

⑨期末手当支給額

$⑥ \times ⑦ \times ⑧ = 30,514 \text{ 円 (端数切捨て)}$

(2) 算定期間内の任期が複数ある場合

ア 基準日における職と前職が同一の職であり、勤務割振りの頻度が変わらない場合

(例) 任用期間：R5.4.1～R6.3.31 (A職)、R6.4.1～R7.3.31 (A職)

(算定期間内の任用期間の月数：6月)

1日当たりの勤務時間：7時間15分

算定期間内の勤務割振日数：63日

①基本報酬のうち日額で定めるもの

7,568 円 (= (1) ③)

②期末手当基礎額の算定に係る地域手当

340 円 (= (1) ④)

③平均一箇月当たりの勤務日数

算定期間内の勤務割振日数÷算定期間内の任用月数

$= 63 \div 6 = 10.5 \text{ 日 (端数処理不要)}$

(次頁へ続く)

④期末手当基礎額

$(①+②) \times ③ = 83,034$ 円（端数が生じる場合は切捨て）

※給与改定等により基準日における職と前職で基礎報酬等が異なる場合でも、基準日時点における基礎報酬等により算定する。

⑤期別支給割合

1.225

⑥在職期間別割合

100/100（算定期間中継続して会計年度任用職員として在職）

⑦期末手当支給額

$④ \times ⑤ \times ⑥ = 101,716$ 円（端数切捨て）

イ 基準日における職と前職が同一の職であるが、勤務割振りの頻度が異なる場合

（例）任用期間：R5.4.1～R6.3.31（A職）、R6.4.1～R7.3.31（A職）

（算定期間内の任用期間の月数：6月）

1日当たりの勤務時間：7時間15分

算定期間内の勤務割振日数：53日

①基本報酬のうち日額で定めるもの

7,568 円（＝(1)③）

②期末手当基礎額の算定に係る地域手当

340 円（＝(1)④）

③平均一箇月当たりの勤務日数

算定期間内の勤務割振日数÷算定期間内の任用月数

$= 53 \div 6 = 8.833\cdots$ 日（端数処理不要）

④期末手当基礎額

$(①+②) \times ③ = 69,853$ 円（端数が生じる場合は切捨て）

※給与改定等により基準日における職と前職で基礎報酬等が異なる場合でも、基準日時点における基礎報酬等により算定する。

⑤期別支給割合

1.225

⑥在職期間別割合

100/100（算定期間中継続して会計年度任用職員として在職）

⑦期末手当支給額

$④ \times ⑤ \times ⑥ = 85,569$ 円（端数切捨て）

ウ 基準日における職と前職が異なる職の場合

（例）任用期間 R5.4.1～R6.3.31（B職）、R6.4.1～R7.3.31（A職）

（算定期間内の任用期間の月数：2月（A職））

1日当たりの勤務時間：7時間15分（A職）

算定期間内の勤務割振日数：21日（A職）

①基本報酬のうち日額で定めるもの

7,568 円（＝(1)③）

②期末手当基礎額の算定に係る地域手当

340 円（＝(1)④）

③平均一箇月当たりの勤務日数

算定期間内の勤務割振日数÷算定期間内の任用月数

$= 21 \div 2 = 10.5$ 日（端数処理不要）

（次頁へ続く）

④期末手当基礎額

(③+④)×⑤=83,034 円 (端数が生じる場合は切捨て)

⑤期別支給割合

1.225

⑥在職期間別割合

100/100 (異なる職であるが、算定期間中継続して会計年度任用職員として在職)

⑦期末手当支給額

④×⑤×⑥=101,716 円 (端数切捨て)

3 勤務 1 時間当たりの額で定める基礎報酬を支給されるもの

(例) 任用期間: R6.4.1~R7.3.31 (算定期間内の任用期間の月数: 2 月)

算定期間内の勤務割振時間数: 150 時間

※算定期間内の任用期間が複数ある場合の取扱いとは 2 と同様。

①基礎報酬

(163,200 円÷21)÷7 時間 45 分÷1,002 円 (端数切捨て)

②給料の調整額に相当する報酬

(6,700 円÷21)÷7 時間 45 分÷41 円 (端数切捨て)

③基本報酬のうち勤務 1 時間当たりの額で定めるもの

①+②=1,043 円

④期末手当基礎額の算定に係る地域手当

1,043 円×4.5%÷46 円 (端数切捨て)

⑤平均一箇月当たりの勤務時間数

算定期間内の勤務割振時間数÷算定期間内の任用月数

=150÷2=75 (端数がある場合も端数処理は不要)

⑥期末手当基礎額

(③+④)×⑤=81,675 円 (端数が生じる場合は切捨て)

⑦期別支給割合

1.225

⑧在職期間別割合

30/100

⑨期末手当支給額

⑥×⑦×⑧=30,015 円 (端数切捨て)

(例 2) 基準日時点における職が複数の場合

・令和 6 年 6 月期 (算定期間: R5.12.2~R6.6.1) の期末手当を算定

・基準日 (R6.6.1) 時点において、以下の A 職、B 職を兼務

	【A 職】	【B 職】
初任給	行政職給料表 1 級 1 号俸: 163,200 円	
給料の調整額に相当する報酬	6,700 円 (調整数 1)	なし
地域手当支給割合	4.5%	
任用期間	R6.4.1~R7.3.31 (算定期間内の任用期間の月数: 2 月)	
算定期間内の勤務割振時間数	50 時間	100 時間

(次頁へ続く)

①期末手当基礎額

A職、B職それぞれについて計算し合算する。

【A職】

a 基礎報酬

$(163,200 \text{ 円} \div 21) \div 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} \div 1,002 \text{ 円}$ (端数切捨て)

b 給料の調整額に相当する報酬

$(6,700 \text{ 円} \div 21) \div 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} \div 41 \text{ 円}$ (端数切捨て)

c 基本報酬のうち勤務1時間当たりの額で定めるもの

$a + b = 1,043 \text{ 円}$

d 期末手当基礎額の算定に係る地域手当

$1,043 \text{ 円} \times 4.5\% \div 46 \text{ 円}$ (端数切捨て)

e 平均一箇月当たりの勤務時間数

算定期間内の勤務割振時間数 $\div$ 算定期間内の任用月数

$= 50 \div 2 = 25$ (端数がある場合も端数処理は不要)

f 期末手当基礎額

$(c + d) \times e = 27,225 \text{ 円}$ (端数が生じる場合は切捨て)

【B職】

a 基礎報酬 (= 基本報酬のうち勤務1時間当たりの額で定めるもの)

$(163,200 \text{ 円} \div 21) \div 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} \div 1,002 \text{ 円}$ (端数切捨て)

b 期末手当基礎額の算定に係る地域手当

$1,002 \text{ 円} \times 4.5\% \div 45 \text{ 円}$ (端数切捨て)

c 平均一箇月当たりの勤務時間数

算定期間内の勤務割振時間数 $\div$ 算定期間内の任用月数

$= 100 \div 2 = 50$ (端数がある場合も端数処理は不要)

d 期末手当基礎額

$(a + b) \times c = 52,350 \text{ 円}$ (端数が生じる場合は切捨て)

【A職 + B職】

$27,225 \text{ 円} + 52,350 \text{ 円} = 79,575 \text{ 円}$

②期別支給割合

1.225

③在職期間別割合

$30 / 100$

④期末手当支給額

$① \times ② \times ③ = 29,243 \text{ 円}$ (端数切捨て)

(12) 勤勉手当

給与条例に規定する勤勉手当の例により支給する。ただし、第1号会計年度任用職員については任期が6月未満の者又は1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者、第2号会計年度任用職員については任期が6月未満の者にあつては支給しない。

(ア) 任期

前記(11)(ア)を準用する。

会計年度任用職員給与条例

第4条第11項、

第7条第7項

令和元年通知

第222号

会計年度任用職員給

与条例第4条第1項

及び第7条第1項関

係

(イ) <u>第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額</u> 前記(11) (イ)を準用する。	規則7—140 第17条、第20条
(ウ) <u>勤務期間</u> (i) <u>勤務期間の通算</u> 勤務期間は、会計年度任用職員として勤務した期間とし、基準日以前6箇月以内の期間において給与条例適用職員が会計年度任用職員となった場合は、その期間内において給与条例適用職員として勤務した期間を勤務期間に算入する。 (ii) <u>勤務期間からの除算</u> a 会計年度任用職員として勤務した期間については、規則7—15第5条第2項に掲げる期間（「第3 給与条例適用職員関係（手当）」の「10 勤勉手当」（2）（ア）（ii）を参照）のほか、会計年度任用職員給与条例第9条の規定により給与を減額された期間（その期間が7時間45分未満である場合を除く。）を除算する。 なお、給与を減額された期間には、無給休暇（職員が任命権者の承認を得て正規の勤務時間中に給料又は報酬の支給を受けないで勤務しない期間）の期間を含むものとする。 b 基準日以前6箇月以内の期間において給与条例適用職員が会計年度任用職員となった場合における、給与条例の適用を受ける職員として勤務した期間については、規則7—15第5条第2項に掲げる期間（「第3 給与条例適用職員関係（手当）」の「10 勤勉手当」（2）（ア）（ii）を参照）を除算する。	規則7—140 第19条、第20条 会計年度任用職員給与条例 第4条第11項、 第7条第7項 規則7—15第5条 規則7—140 第20条 令和元年通知 第222号 規則第20条関係
(13) <u>へき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）</u> 第2号会計年度任用職員に支給することとされており、給与条例に規定するへき地手当等の例により支給する。	会計年度任用職員給与条例 第7条第7項
4 <u>費用弁償</u>	
(1) <u>通勤に係る費用弁償</u> (ア) 第1号会計年度任用職員に支給することとされており、給与条例の規定の適用を受ける職員の通勤手当の例により支給する。 (イ) ただし、職務の特殊性等により、通勤手当の例により難い特別の事情（注）があるときは、旅費条例の規定の適用を受ける職員の例により支給する。 （注）通勤手当の例により難い特別の事情 ・職務の勤務実態を考慮して、旅費条例による費用弁償の方が低い額となる場合 ・その他人事委員会事務局長が必要と認める場合 (ウ) その他 (i) 回数券等を利用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する場合の支給額は、平均1箇月当たりの通勤所要回数（注）分の運賃等の額とする。 (ii) 自動車等の使用者で、平均1箇月当たりの通勤所要回数（注）が10回に満たない場合は、距離区分に応じ求められる額（「第3 給与条例適用職員関係（手当）」の「6 通勤手当」（2）（イ）を参照）から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。 （注）平均1箇月当たりの通勤所要回数（1未満の端数切り上げ） 〔任用期間において通勤に要することとなる回数〕 ÷ 〔任用期間の月数（1月に満たない期間は、任用期間が1月を超える場合は切り捨て、任用期間が1月に満たない場合は切り上げる。）〕	会計年度任用職員給与条例 第5条 規則7—140 第21条 令和元年通知 第222号 規則第21条関係

※ 任用期間の計算方法

・暦に従う。

(例) 2月1日～2月28日→1月 3月1日～3月31日→1月

・月の中途から起算するときは、最後の月においてその起算日に相当する日の前日をもって満了する。

(例) 2月18日～5月17日→3月

・最後の月に応当日がないときは、その月の末日をもって満了する。

(例) 1月30日～2月28日→1月

(2) 公務のための旅行に係る費用弁償

第1号会計年度任用職員に支給することとされており、旅費条例の規定の適用を受ける職員の例により支給する。

会計年度任用職員給与条例
第6条

5 その他

(1) 報酬及び給料の支給方法

(ア) 基本報酬及び給料の計算期間は、月の1日から末日までとし、月1回にその全額を支給する。

(イ) (ア)の給与期間の報酬及び給料の支給日(以下「支給定日」という。)は、毎月21日とし、その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を支給定日とする。

(ウ) これらの規定により難いと認められるときは、任命権者が別に定めることができる。

(エ) これらによるほか、報酬及び給料の支給については、規則7—0の適用を受ける職員の例による。

会計年度任用職員給与条例
第8条
規則7—140
第22条

(2) 給与の減額

会計年度任用職員が勤務しないときは、他の法令等の規定によりその勤務しないことにつき特に認められている場合のほか、その勤務しない1時間につき、次の勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

会計年度任用職員給与条例
第9条、第10条

(ア) 第1号会計年度任用職員

(i) 月額で定める基礎報酬を支給されるもの

$$\frac{(\text{月額で定める基本報酬} + \text{初任給調整手当に相当する報酬(月額)} + \text{地域手当に相当する報酬(月額)}) \times 12}{(1 \text{週間当たりの勤務時間} \times 52) - (\text{休日の日数(注)} \times 7 \text{時間} 45 \text{分} \times 1 \text{週間当たりの勤務時間} \div 38 \text{時間} 45 \text{分})}$$

(注) 令和6年度は18日

(ii) 日額で定める基礎報酬を支給されるもの

$$\frac{\text{日額で定める基本報酬} + \text{初任給調整手当に相当する報酬(日額)} + \text{地域手当に相当する報酬(日額)}}{1 \text{日当たりの勤務時間}}$$

(iii) 勤務1時間当たりの額で定める基礎報酬を支給されるもの

勤務1時間当たりの額で定める基本報酬 + 初任給調整手当に相当する報酬(勤務1時間当たりの額) + 地域手当に相当する報酬(勤務1時間当たりの額)

(イ) 第2号会計年度任用職員

$$\frac{(\text{給料(給料の調整額含む。)} + \text{初任給調整手当} + \text{地域手当} + \text{特地勤務手当(特地勤務手当に準ずる手当を含む。)} + \text{へき地手当(へき地手当に準ずる手当を含む。)}) \times 12}{(1 \text{週間当たりの勤務時間} \times 52) - (\text{休日の日数(注)} \times 7 \text{時間} 45 \text{分})}$$

(注) 令和6年度は18日

(3) 休職者の給与

会計年度任用職員が休職にされたときの給与の取扱いについては、給与条例の規定の適用を受ける職員の例による。

会計年度任用職員給与条例
第11条